



東大和市 産後ケアのご案内



産後ケア事業とは、「出産後、自宅に帰っても家族の手伝いが無い」「授乳がうまくいかない」「体調がよくない」など出産後にサポートが必要なお母さんが、委託施設等で助産師などの専門家からケアやアドバイスなどが受けられる事業です。

★利用できる方・・・以下の全てに当てはまるお母さんと赤ちゃん

1. 東大和市民
2. 産後1年未満のお母さんと赤ちゃん
3. 周囲の方から十分な支援をうけられない方
4. 体調不良や授乳・育児に不安のある方

※発熱等感染症の恐れのある方、医療行為が必要な方はご利用できません

※訪問型は産後5か月未満のお母さんと赤ちゃん

★産後ケア内容

- ・お母さんへのケア ※通所型・短期入所型は食事の提供があります
(育児手技への支援・相談、授乳指導、沐浴指導、産後の心身に関する相談など)
- ・お子さんへのケア
(体重測定、栄養健康状態のチェックなど) ※離乳食の提供は行っていません。



★利用内容

プラン	実施施設	時間	利用者負担額(非課税)	上限	利用可能日
短期入所型	東大和助産院	午前10時～翌日午前10時	1回：6,000円	7回まで	土日祝日も利用可能 (年末年始は除く)
通所型	東大和助産院 阿部産婦人科	午前10時～午後4時	1回：2,000円		
訪問型	自宅	午前9時～午後4時 1日1回90分以内	1回：1,000円	うち 入所3回まで 訪問4回まで	平日のみ

・市民税非課税世帯、生活保護受給者世帯、中国残留邦人等自立支援法に基づく給付受給世帯の方は利用料が免除されます。詳細はお問合せください。

・多胎児の場合は、利用者負担額等が追加になります。詳細はお問合せください。

★ご利用方法

申請
利用決定

- 1 保健センターへ「産後ケア事業利用登録申請書」を提出してください。
 - 2 出産状況等を看護職が面接等で確認します。
 - 3 申請内容を審査し、決定した方に「産後ケア事業利用承認通知書」をお送りします。
- ※妊娠28週以降から申請は可能ですが出産後も面談が必要となります。
※事前に電話で面接予約をしたうえでご来所ください。

申請場所：東大和市立保健センター
 持ち物：母子健康手帳 (必要に応じて市民税非課税証明書・生活保護受給証明書、中国残留邦人等自立支援法に基づく給付受給世帯証明書)

予約

お手元に「産後ケア事業利用承認通知書」をご準備いただき、利用希望日の5日前までに利用希望の施設(裏面)へ直接電話でご予約ください。
 ※施設の状況により利用できない日があります。早めにお問合せください。

利用

「産後ケア事業利用承認通知書」を持参のうえ、産後ケアを利用時に、施設もしくは訪問員に利用者負担額をお支払いください。
 ※自己都合によるキャンセルはキャンセル料が発生する場合があります



★利用施設案内

東大和助産院（短期入所型、通所型）

住所：東大和市新堀2-1496-29

電話：042-566-3266

アクセス：

西武線「東大和市駅」より

西武バス 久米川駅行

「大和第三小学校」バス停下車

徒歩2分

駐車場：施設に要確認

持ち物：

ベビー服、オムツ、おしりふき、粉ミルク、哺乳瓶・乳首、母子健康手帳、服用されているお薬、保険証、マル乳医療証
産後ケア事業利用承認通知書、かかりつけ医の診察券、お母さんの服や生活用品、バスタオル（おくるみ）、小さめのタオル5枚
※離乳食が開始されている場合はお持ちください



阿部産婦人科（通所型）

住所：東大和市中央2-1043-14

電話：042-566-1311

アクセス：

西武線「東大和市駅」より

西武バス、都営バス、ちよこバス

「東大和市役所入口」バス停下車

徒歩1分

駐車場：21台あり

持ち物：

ベビー服、オムツ、おしりふき、粉ミルク、哺乳瓶・乳首、母子健康手帳、服用されているお薬、保険証、マル乳医療証
産後ケア事業利用承認通知書、お母さんの生活用品、診察券（お持ちの方）、ニップル（ご使用中の方）
※お母さんのパジャマのご用意はありますが、持参のお洋服でも大丈夫です
※離乳食が開始されている場合はお持ちください



東大和市立保健センター（訪問型）

一度保健センターにご連絡ください。担当訪問員より、日程調整の連絡をします。

【 問合せ先 】

東大和市立保健センター

開所時間：8：30～17：15（土、日、祝日、年末年始は除く）

電話：042-565-5211

FAX：042-561-0711

メール：kenkou@city.higashiyamato.lg.jp

